

第6回 奈良市特殊勤務手当検討委員会 議事録

1 担当課：奈良市総務部人事課

2 日時：平成24年6月25日（月） 13：30～

3 場所：奈良市役所第2研修室（中央棟6階）

4 出席者

委員： 委員長 森裕之、 委員 楠茂樹、 委員 倉本みゆき、
委員 松山治幸

事務局： 小西総務部長、小林総務部理事、外良人事課長、中井人事課長補佐、
池本人事課給与係長、山岡

5 会議事項

(1) 提言書について

(2) その他

6 会議の内容

○事務局 それでは、定刻となりましたので、奈良市特殊勤務手当検討委員会の第6回を開催させていただきたいと思えます。

皆様方には公私とも大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は今までのヒアリング等の検討を含めて、これから仕上げていただくというところでございますが、今まで出席しております市長及び副市長につきましては、公務のため欠席という形になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、森委員長のほうからごあいさつよろしく願いいたします。

○森委員長 皆さん、本日の第6回奈良市特殊勤務手当検討委員会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、いよいよこれまで鋭意検討してきました特殊勤務手当の提言書の検討になりま

す。本日の検討を踏まえまして、次回、確認と同時に、市長への提出ということになりますので、今回、こうやって集まって検討するのは、時間かけて検討するのは最後ということになりますので、ぜひご協力いただければというふうに思います。では、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、森委員長、議事進行のほう、よろしく願いいたします。

○森委員長 それでは、前回第5回の委員会までにヒアリングや現場視察を経て、第二次判定をまとめさせていただいたわけですが、本日は最終判定を最後出すと同時に、提言書としてまとめる文書の内容を取りまとめる作業に入らせていただきます。

委員の方々には、先週は少しちょっと遅れて申しわけなかったんですが、事前に準備させていただきました提言書の原案をメールでお送りさせていただいておりますので、ある程度見ていただけたかというふうに思っております。

きょうは、私のほうから本日その提言書を再度説明させていただきまして、訂正箇所または文書の不備、さらには表現の仕方に至るまでどのことでも結構ですので、取りまとめに必要な内容についてご審議いただき、この場で修正してまいりたいというふうに思います。

それでは、提言書の確認の作業へ入っていきたいと思います。

お手元に提言書2通ございます。

左上のほうに文書形式と書かれたものと表形式というふうに書かれたものがございませう。これらは、それぞれの特殊勤務手当の提言の部分につきまして、文書で取りまとめたものと表形式で取りまとめたものとの違いでありまして、文書の中身自身をはじめ、そのほかは同じでございます。これにつきまして、どちらのほうが見やすいか、提言書としてふさわしいかというようなことも含めまして、後でご意見を賜りたいというふうに思っております。

それでは、とりあえず文書形式のほうに従いまして、この提言書の中身を確認させていただきたいというふうに思います。

まず、『1 はじめに』というところで、『(1) 本委員会について』ということがございます。これは読み上げさせていただいたほうがいいですかね、文書として。少し時間とりますけれども、よろしいですか。はい。

では、『(1) 本委員会について。』

奈良市特殊勤務手当検討委員会（以下、本委員会という）は、奈良市（以下、奈良市のことを単に市と呼ぶことがある）が職員に支給している給与の一つである特殊勤務手当（以下、単に手当と呼ぶことがある）について、社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との均衡等を踏まえつつ、当該手当を支給することの必要性や支給基準の妥当性等について、抜本的に再検討を行うことを目的として、平成24年4月23日に設置され、7回にわたり会合を開き検討を重ねた。

本提言書はその結果を取りまとめたものである。なお、本委員会の開催経過は下記のとおりである。』

下記に1回から7回の予定を書いていますけれども、開催ごとの検討事項について記してございます。

『（2）本委員会発足の経緯。』

奈良市においては、平成14年度の包括外部監査において、ごみ処理事業に係る特殊勤務手当について改善要求がなされ、平成18年度に奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例を制定することにより改定を行ったところであるが、その後も、本来の特殊勤務手当の制度的趣旨、市民感覚、奈良市の財政状況等からみた各手当の適切性や妥当性を再検証する課題は残されたままであった。』

2ページ目にいきまして、『このような状況の中、平成24年3月議会において、中核市の中でも高い支給額水準にあり、特殊勤務手当支給額全体の約7割を占めている環境部にかかる手当について、その支給単価を一律50%カットするとの内容で条例改正案が提出された。その際、特殊勤務手当の見直し自体については、概ねの理解が得られたものの、「環境部のみが対象となる根拠を示していない」、「労組が反対しており拙速」、「業務改善などと一体的に見直すべき」などの理由から本条例改正案は否決された。

このことを踏まえ、仲川市長から「外部の視点を入れながら特殊勤務手当全般について、24年度前半までに議論し答えを出す。」との方針が示されたことを受けて、本委員会が設置された。』

『2. 奈良市の特殊勤務手当について。』

これは我々が検討してまいりました資料でもございましたけれども、各特殊勤務手当、その内容、支給基準、支給額、支給対象所属、平成23年度の年間支給件数、平成23年度の年間支給総額、これについての一覧表を掲載させていただいております。

4ページにいただいていただきまして、『3. 検討の経緯について。（1）判定基準につい

て。奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条に、「手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事した職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。」と規定されている。

すなわち、特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務であることと併せて、その特殊性を給料で考慮することが適当でない場合に支給できるものとなっている。

給料は、国の給与法において「その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。」と規定されていることから、勤務の特殊性についても給料で考慮することが原則であって、例外としてこの特殊勤務手当が考えられていることになる。

市の特殊勤務手当の中には、その制定過程において、給料表や人員配置の問題など、個別の特殊事情や背景があったものも含まれると推察するが、それら外的要因については、特殊勤務手当の制度的趣旨に則った画一的な基準をもって判定を下す際の阻害要因になる可能性があることから、本委員会での判定材料にはしないこととした。

そこで、本委員会においては、手当の見直しを図るに際して、以下の2点を判定の基準とした。

- ①本来の制度的趣旨に照らし、特殊勤務手当としての妥当性があるか。
- ②現在の奈良市の行財政状況に鑑みて、市民の理解が得られる内容となっているか。

(2) 検討の経緯。

本委員会は、提言をまとめるまでの間、一つひとつの手当について、一次判定・二次判定・最終判定の3つのステップをもって、前述した2つの基準に照らして「存続」「見直し」「廃止」の3つに分けて判定を行った。

まず、各担当課が個々の手当ごとに作成した「評価シート」や中核市等の状況をまとめた参考資料に基づき、事前に各委員が各自で判定したものを持ち寄り、一つひとつについて合同で審議した後、その結果を一次判定としてまとめた。この一次判定は、委員間における判定基準の平準化と当該段階での問題点等の共有化に資するためのものでもあった。』

次のページにいていただきまして、『次に、評価シートだけでは手当の支給対象業務の内容が理解しにくいもの等について、担当課のヒアリングや現場視察を実施し、より詳

細に審議検討した結果を二次判定としてまとめた。

そして最後に、二次判定を基に手当としての妥当性や全体的な判定のバランス等を再度検討し、その結果をもって最終判定とした。』

『4. 提言。

本委員会は、審議の結果、次のとおり提言する。

奨励手当は、その職務の困難性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があることから、存続すべきである。なお、1件につき250円という支給額についても、その困難性やストレスの度合いに見合ったものに見直す必要があると考える。

行旅病人処理手当は、精神的・肉体的負担が大きくその職務の困難性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があることから、存続すべきである。

行旅死亡人処理手当も同様に、精神的・肉体的負担が大きくその職務の困難性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があることから、存続すべきである。

火葬作業手当は、東山霊園火葬場に勤務する火夫に対する手当であるが、火夫として採用された職員による当該業務が、その職に求められる範囲を超えているとは言えず廃止すべきである。

清掃勤務手当は、環境部門に勤務する事務職員及び技術職員を支給対象としているが、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

し尿処理作業手当は、衛生浄化センターに勤務する技術職員を支給対象としているが、同センターを視察した結果、衛生上特別配慮すべき事情は見受けられなかったことから、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

美化清掃業務手当は、まち美化推進課に勤務する技能職員及び業務職員を支給対象としているが、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

廃棄物処理作業手当は、リサイクル推進課をはじめ4つの課を支給対象としている。まず、リサイクル推進課の業務については、視察の結果、作業負担の大きい仕事であるとの認識は持ったが、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言いがたく廃止すべきである。なお、同課がビンの分別収集とその処理について業績をあげていることに対しては、表彰など何らかの形で市は別途評価する措置を講じるべきであるとともに、作業環境の改善が

必要なものについては、市として当然に対応すべきである。収集課の業務については、危険性が全く無いわけではないが、特に危険な作業があれば安全措置を講じて対処すべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。環境清美工場の業務については、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えないことと、過重手当と重複支給となっていると判断できることから廃止すべきである。最後に、土地改良清美事務所の業務についても、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず、廃止すべきである。

大型ごみ業務手当は、まち美化推進課に勤務する技能職員及び業務職員のうち、担当業務以外の大型ごみ収集作業に従事した職員を支給対象とした手当である。いわゆるノルマ制がひかれており、当該ノルマを超える業務に従事した職員に特殊勤務手当を支払うという趣旨であるが、そのこと自体が特殊勤務手当の制度的趣旨に合致していないことと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

廃棄物等現場指導業務手当は、その検査・指導のための展開検査は危険であり、業者への指導に際しても相当のストレスがかかると考えられることから、通常業務の範囲外であるとして、存続すべきである。なお、1日につき500円という支給額についても、その危険性やストレスの度合いに見合ったものに見直す必要があると考える。

動物死体収集作業手当は、当該業務自体が著しく不快であり、特殊勤務手当の制度的趣旨に合致していることから存続すべきである。

大型特殊自動車等運転手当は、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

環境検査手当は、その業務内容から、保健所から新設手当として要望のある有害物等取扱業務手当と統合して見直したうえで存続すべきである。

下水処理作業手当は、業務内容によっては特殊性を有するものも見受けられるため、同課の業務を対象とした過重作業手当と併せて、内容を精査したうえで、その業務の特殊性に着眼した「特殊作業手当（仮称）」として見直しを図るべきである。また、支給方法については、日額設定から出勤回数によるものに変更すべきである。

道路舗装等作業手当は、道路の舗装・補修等の作業環境について、その大半が深夜にわたる作業であるとか、暴風雨などの気象警報発令時での作業など、特殊性のあるものに限定するなどの精査を行ったうえで存続すべきである。

夜間業務手当は、超過勤務手当と重複支給となっていることと併せて、通常業務の範囲

を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

過重作業手当は、リサイクル推進課をはじめ8つの課を支給対象としている。まず、リサイクル推進課・収集課・まち美化推進課の業務については、いわゆるノルマ制をひいたうえで、当該ノルマを超える業務に従事した職員に特殊勤務手当を支払うということ自体が特殊勤務手当の制度的趣旨に合致していないことと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。しかしながら、ノルマを超える作業について作業量・労働環境・職場環境などに関して改善すべき点があるとなれば、職員の増員を図るなど市当局として積極的に改善策を講じるべきである。環境清美工場の業務については、その内容から過重作業手当としては廃止すべきである。ただし、奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に関する基準第4条第6項に定められている17項目のうち、非定型的に危険を伴うものについては、その危険性に鑑み過重作業手当ではなく「特殊危険手当（仮称）」として新たな手当を設けるべきである。土地改良清美事業所の業務については、その内容から過重作業手当としては廃止すべきである。ただし、不法投棄された廃棄物の収集作業などの危険を伴うものについては、その危険性に鑑み過重作業手当ではなく「特殊危険手当（仮称）」として新たな手当を設けるべきである。道路維持課の業務については、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。下水道維持課の業務については、同課の業務を対象とした下水処理作業手当と併せて、その内容を精査したうえで、その業務の特殊性に着眼した「特殊作業手当（仮称）」として見直し存続すべきである。最後に、教育総務課の業務については、市立学校または幼稚園に勤務する技能職員及び業務職員が、おおむね10メートル以上の高所で樹木の剪定等の作業に従事した場合に支給することとしているが、その危険度を考慮すれば学校等に勤務する技能職員及び業務職員の従事する業務としては甚だ疑問であり、しかるべきスキルを持った専門家に委託するなどの見直しを図るべきであると考え、その意味で廃止すべきである。

消防局に係る特殊勤務手当のうち、危険手当については、具体的な業務の実働に応じた支給に見直す必要がある。また、見直しに際しては、特殊性の観点から、その業務の範囲について精査すべきである。

消防技術手当は、消防活動全般の中で考えた場合、当該業務の特殊性は見出しがたく、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず、廃止すべきである。

救助手当は、救助という業務には危険性があり、消防職員の通常業務に比して特殊性は

見出せるものの、訓練業務などの支給対象業務範囲の妥当性を精査し、水火災出動手当などと整理統合したうえで存続すべきである。なお、その支給金額についてもその危険性やストレスの度合いに見合ったものに見直す必要があると考える。

救急手当は、支給対象としている救急業務の範囲は限定されており、支給目的も理解できるものの、さらなる支給対象業務の精査を行い、その適正について見直すべきである。

水火災出動手当は、危険手当など他の類似の手当と整理統合のうえ見直し存続すべきである。なお、見直しに際しては、その支給対象業務について、更なる精査を加えるべきである。

火災調査手当は、調査業務全般に適用するのではなく、社会的影響が大きい火災事故などの重要な調査に従事した場合に限って支給するなど、その支給対象業務を精査すべきである。

消防夜間業務手当は、夜間勤務手当と重複支給となっていることと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

保育手当は、保育士が保育園に勤務した場合に日額支給されているものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず、廃止すべきである。

外務手当のうち、保護第一課及び保護第二課の業務は、ケースワークのための訪問調査業務を支給対象としている。当該業務にかかる危険性や精神的ストレスは、特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲外であるとして存続すべきであると考え。ただしその際には、訪問調査業務全般を対象とするのではなく、業務範囲を精査するとともに、名称も外務手当から「ケースワーク訪問調査手当（仮称）」などより適切なものにすることが必要である。その他、国保年金課をはじめ19課を対象とした外務手当については、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず、廃止すべきである。

災害復旧業務手当は、通常業務の範囲を超えた特殊性を持った業務であり、存続すべきである。

年末年始勤務手当は、超過勤務手当と重複支給となっていることと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとは言えず廃止すべきである。

以上が、既存の特殊勤務手当に関する本委員会の判定並びに判定意見である。

なお、往診手当、市民税課・資産税課・納税課・滞納整理課・債権整理課・技術管理課にかかる外務手当、産業医手当については、支給対象所属課より事前に廃止の意向が示されていたため審議の対象外とした。

最後に、保健所から新設の特殊勤務手当として要望のある精神保健業務手当、防疫作業手当、診療業務手当、感染症患者訪問等業務手当、狂犬病予防等業務手当、有害物等取扱業務手当の6手当については、特殊勤務手当としては妥当であると判断するが、制度の趣旨に合致した支給範囲、支給方法、支給金額とすることが必要である。

5 終わりに。本委員会の提言は、奈良市の特殊勤務手当の一つひとつについて、「存続」「廃止」「見直し」という判定を下したものである。これは、市として目指すべき方向性を示したものであり、支給対象業務や支給金額の変更・決定、ひいては廃止等にかかる経過措置のあり方など、改正に向けてのテクニカルな部分については細部にまでは言及……』

ちょっと誤植がありますね、「し」を入れてください。

『……言及していない。さらに本委員会は、給料表や人員配置の問題など、個別の特殊事情や背景については斟酌しないとすするスタンスで検討に臨んだが、適用されている給料表と特殊勤務手当の関係などについては、意識せざるを得ない中での審議であった。

これらの点については、今後の労使交渉や議会での審議に委ねざるをえない。市当局、労働組合、議会など、市政改革の責任を有する各団体が、いまいちど特殊勤務手当に関する本来の制度的趣旨や市民感覚の水準に立ち返り、相互に歩み寄りの精神をもって真摯な協議を行うことを願う。その結論については、市として市民に対して責任を持って説明をするべきである。

最後に、今回の手当見直しは、行革目線で手当を削るという意味での単なる手当論ではなく、奈良市のガバナンス確立の一助になれば幸いである。』

奈良市特殊勤務手当検討委員会 委員長森、以下4名でございます。

以上が文書形式で出させていただきます、皆様にお配りさせていただきました提言書の内容になります。

表形式のほうは先ほども申しましたけども、先ほど一つ一つの手当について、既にご説明したところの部分について、表形式の6ページから一覧表にしてまとめさせていただいているものです。これ、事務局、文と全く同じですね。

以上が提言書の内容でございますので、どの点でも結構ですので、委員の皆様方からご意見いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○松山委員 まずは1ページ、本委員会についてということで、本文の3行目の終わりご

ろから「社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との均衡等を踏まえつつ、当該手当を支給することの必要性や云々」ということがあります。そもそもこの特殊勤務手当がいわゆる一般的な基準に適合するかということが基本的な問題なので、社会経済情勢の変化だとか市民感覚だとか、ほかの都市との比較も大事ですが、そもそも特殊勤務手当が一定の基準に適合するかという点について。

○森委員長 そうですね。

○松山委員 是非に触れてほしいということで、ほかの経済情勢とか、残していただいても結構ですけれども、それが第1点です。

○森委員長 そしたら、ちょっと一つずついきたいと思うんですが、今のところに、ちょっとこれは、そうですね、文章としては長いので、松山委員の言われることはよくわかりました。特殊勤務手当について、そもそもその妥当性等をですね、制度的趣旨から見た妥当性についての検討を行ったということですね。それがまず最初にあって、その際に社会経済情勢の変化等々も踏まえて検証を重ねてきたと、こういうふうな文章にすればいいですね。

○松山委員 はい、結構です。

○森委員長 はい。そしたら、これちょっと一つにしてしまっているの、後ろに実はある形になっているんですね。「当該手当の支給踏まえつつ」というのが括弧に入って、当該手当を支給することの必要性や支給基準の妥当性等について……そしたら、ちょっとくどくなるかもしれませんが、特殊勤務手当について……ここに入れましょうか。

○松山委員 一定の基準に適合するかどうか。

(提言書「1 はじめに (1) 本委員会について」の文章について、修正を行った。)

○森委員長 こんな感じでどうですかね。ちょっと読んでみますね。「奈良市特殊勤務手当検討委員会は、奈良市が職員に支給している給与のひとつである特殊勤務手当について、その本来の制度的趣旨に照らし、抜本的に再検討を行うことを目的として、平成24年4月23日に設置された。本委員会は社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との均衡等を踏まえつつ当該手当を支給することの必要性や支給基準の妥当性等について7回にわたり会議を開き検討を重ねた。」

○松山委員 結構です。

○森委員長 よろしいですか。

○松山委員 はい。

○森委員長 それで、委員、よろしいですか。

○楠委員 はい、内容的には。「照らし」の後の点はなくてもいいと思いますけれども、「本来制度的趣旨に照らし」。

○森委員長 ああ、ここ要らないですね。

○楠委員 どっちでもいいですが。

○森委員長 そうですね、ちょっと点が多かったですけれども、ここで切りましょう。これでよろしいですかね。倉本委員、よろしいですかね。

○倉本委員 はい。

○森委員長 すみません、では、これで。

ほか、いかがですか。

○松山委員 次にもう一つ、今の下の（２）のところの本委員会発足の経緯の一番最後の行に「適切性や妥当性を再検証する課題は残されたままであった」と書いて、次のページは「このような状況の中で」と続いてますが、要は過去の経緯として、この特殊勤務手当についてしっかりとした議論がなかなか今まで過去されなかった点について少し触れてほしいなど。要は１ページの最後で、「残されたままであった」というんですが、何々のため、課題は行政及び議会の——どう書いたらいいかわかりませんが——行政及び議会での改革の議論が進まなかった、何かそのような趣旨のことを少し触れてほしいということですよ。

○森委員長 ２ページの上へ持っていく前の段階でということですかね。

○松山委員 そうですね。

○森委員長 はい、わかりました。じゃ、そしたら、この文章をそのまま残してですね、後ろに「適切性や妥当性を再検証する課題は残されたままであった。にもかかわらず、」ちょっときつくなりますが、「にもかかわらず、行政や議会による特殊勤務手当の……」何て言うんでしょうね。

○松山委員 見直し議論。

○森委員長 「見直しの議論は」

○松山委員 「おろそかにされて」、ちょっときついけれども。

○森委員長 「遅々として進まない状況が続いた」。

○松山委員 そのような趣旨ですね。

○森委員長 ちょっと入れてみまじょうか。そしたらわかりますかね。「にもかかわらず、

市当局」と言ったらいいんですかね、議会も含むんですかね。だから、市当局及び議会による特殊勤務手当の見直し作業、論議は、何と言いましたっけ。

○松山委員 「おろそかにされた」、きついか。

○森委員長 ちょっと一遍入れてみましょう、そんな感じで。おろそかを漢字にしてもらってもいいですか……わかりにくいな、やめましょう、やっぱり。「見直し論議はおろそかにされ続けた」ぐらいでいいですか。

○松山委員 ちょっときついか。

○森委員長 「議論は」。

○松山委員 「棚上げされたままだった」。

○森委員長 同じようにきつい感じですね。そしたら「棚上げ」、棚上げはどうでしょうか、事実関係いいですかね。「遅々として進まない」、だから、議会までと書いてあるんですけれどもね。この間ですよ。この間は、だから結果的には動いてないということで、それに係る文章を入れないといけないんですけども、それは棚上げという状態だったのかね、もうやっぱりおろそかだったというのか、その辺の状況については外部の人間はちょっとわからないので、どんな感じだったのかというご意見、ちょっと事務局のほうからあれば、いただきたいんですけれども。

○事務局 議会というところでの議論というよりも、包括外部監査によってご指摘された部分につきましては、その改正に向けて当局と組合のほうでの、また環境部を含めたところでの話し合いがされておったということは聞いておりますが、それがなかなか前へ進まなかったというところだと。

○森委員長 はい、わかりました。

そしたら、見直し作業にしましょう、「見直し作業は」。

○松山委員 「遅々として進まなかった」かな。

○森委員長 そうですね、そういうような、「遅々として進まなかった」でそれぐらいの表現でいいですか、「遅々として進まなかった」。この話はちょっと実績が進まなかったというニュアンスのほうがいいかなというふうに思いますので「見直し作業は遅々として進まなかった」、これが松山委員のご意見ですけれども、ほかの委員さんどうですかね。こことここをつなぐという意見ですね、よろしいですかね。そこまで言うことはないんじゃないかとか。

○倉本委員 「遅々として」という部分を「今日まで」というふうに。

- 森委員長 そうですね。24年3月までという意味で「今日まで」という形ね。
- 松山委員 いいですね。
- 森委員長 いいですかね。余りタイムラグはないので問題はないかなと思いますので。
- 倉本委員 何か遅々というところとちょっと何かね。
- 森委員長 じゃ、「今日まで」。
- 倉本委員 怠慢を指摘したような形になりそうで。
- 松山委員 「今日まで遅々として」の「遅々」は要らんのちゃうの、「今日まで進まなかった」
- 森委員長 そうですね、これ取りましょうか。
- 倉本委員 遅々という言葉は何かね…。
- 森委員長 「今日まで」、そうですね。時間的には問題ないかなと思うんですけども、今日までとこの議会の提案までとは、どうですかね、法律的には問題ないんですか。
- 楠委員 法律的には問題ないと思います。
- 森委員長 今日の定義か何かあったら嫌やなと思って、ニュアンス的には大丈夫かなと思いますけれども。松山委員、これでよろしい。
- 松山委員 はい、結構です。
- 森委員長 はい、ありがとうございます。
- 事務局 ちょっとよろしいでしょうか。
- 多分、その表現をしていただくと、議会が見直し作業というところにひっかかりますので。
- 森委員長 そうですね。
- 事務局 例えば市当局による見直し作業や議会による特殊勤務手当の改革議論ですかね、議会が見直し作業するのではないと思いますので。
- 森委員長 そうですね。
- 事務局 議論をしていただく、その辺が誤解を与えかねないかなというふうなちょっと気はするんですけども。
- 森委員長 それは確かにありますね、だから、「市当局による見直し作業や」。
- 事務局 「議会による改革議論」ですね。
- 森委員長 「議会による改革議論」。
- 事務局 改革議論が遅々としてというふうにしていただく。

○松山委員 「特殊勤務手当の見直し作業や議会による」。

○森委員長 そしたら前に置きましょうか。「にもかかわらず、特殊勤務手当に関する市当局の見直し作業や議会での改革議論は今日まで進まなかった。」と、これでいいですかね。

○松山委員 はい。

○森委員長 正確になりました、確かにね。よろしいですか。

○楠委員 「市当局による」ですね。

○森委員長 「による」にしましょうか。「市当局による」、そうですね、これのほうが主体がはっきりしますね。「市当局による見直し作業や議会での改革議論」、いいですかね。はい、ありがとうございました。

○楠委員 「論議」か「改革議論」か。

○森委員長 議論、どっちでもいいと思うんですけどね。論議と議論は一緒ですよ。英語で言うとディスカッションで一緒になりますね。

それでは、ほかの箇所いかがでしょうか。

○松山委員 ほかの箇所は4ページのところですけれども、合計は金額だけでも入れておいてほしいんです。23年度の年間総額は2億か3億になるんですかね、これ。合計欄、一番下の金額の、件数の合計は余り意味ないと思いますけれども、まあ、どちらでも結構ですけれども。

○森委員長 件数の合計って入れにくいんですかね。件数は入れますね、ごめんなさい。件数と、金額ですね。

○松山委員 はい。

○森委員長 だから、ここ合計にして、ここはちょっと入れにくいと思いますよね。

○松山委員 その合計、件数と金額だけで結構です。

○森委員長 ですね。ここだけこんな感じになるのかな。

○松山委員 いやいや、合計と。そこの下に。

(提言書「2 奈良市の特殊勤務手当について」の件数・金額欄に合計の行を挿入した。)

○森委員長 ごめんなさい、ちょっと入れてもらえますか。そうですね、合計ですね。合計、ちょっと大きくしたほうがいいか、一緒か、字は……そうですね。見にくいかな。

○松山委員 いや、結構です。

○森委員長 これ合計間違いないですね、合計欄の。いけてるだろう、はい。松山委員、これでよろしいですか。

○松山委員 結構です。

○森委員長 それでは、ほか、いかがでしょうか。

○松山委員 申しわけない、5ページですけれども、ちょっと重たいんですけども、5ページ、書いてますが、5ページの「すなわち」以下で、真ん中あたりにですね、「市の特殊勤務手当の中には、その制定過程において給料表や人員配置の問題等」と書かれていますが、我々はあくまでも特殊勤務手当が一定の基準に照らして妥当なものかどうかを検討するもので、給料表に特殊勤務手当の概念が入ってないから特殊勤務手当で補充したとか、人員配置に問題があるから特殊勤務手当が発生したのか、そんなことではなくて、特殊勤務手当そのものが一定の基準に照らして妥当かどうかということですから余り余計なことを書かないで、「市の特殊勤務手当の中には」書いてる5行分ぐらいですね、私は誤解を与えかねないんで抹消という感じを持っていますが、ちょっと議論していただきたいと思います。

○森委員長 はい。この部分については、終わりのところでも、実はもう一回記載しているんですね。終わりの部分で上から5行目、「さらに本委員会は、給料表や人員配置の問題など、個別の特殊事情や背景については斟酌しないとするスタンスで検討に臨んだが、適用されている給料表と特殊勤務手当の関係などについては意識せざるを得ない中での審議であった」という形で入れてるんですね。だから、選択肢ではここもセットで考える必要があると思います。

1つは、両方とも、まず、切ってしまうということが1つですね。2つ目は両方とも残すと。3つ目は、今ご指摘あった部分を削って後ろを残すと、この3つぐらいがあり得るかと思うんですけどもね。

これについては、今日、ちょっとメインの議論になるかなと思ったんです。ちょっとご意見を一回、この点について。

はい、お願いします。

○楠委員 一番最後、書くかどうかは別にして僕も要らないと思います。

というのは、なぜかというと、1ページの発足経緯のところでも何も触れてないわけですよ。

○森委員長 そうですね。

○楠委員 制度的な観点からやるんだというふうに宣言していて、少なくとも本文には書く必要はない。後で書くかどうかは、また議論かもしれません。ここに関しては要らないとは私も思いました。

○森委員長 倉本委員、どうですか、今の点については。

○倉本委員 そう言われれば、そう思いますね。でも、やっぱりどこかで残すとするなら、後のほうかなというふうに。

○森委員長 わかりました。

じゃ、一応、一致してるのはここの5行は削ってしまうと。もう最初のところで趣旨として基準を言ってるので、あえてまた違うエクスキューズをこんなところに入れてくるのはおかしいということですので、ここ自体切るということでもよろしいですね。はい、そしてたら、ここをちょっと削除していただけますか。はい、ありがとうございます。

次、後ろのほうです。最後のところ、これ、どうしましょうかね。今議論するか、後で。

○楠委員 後でしましょう。

○森委員長 後でしましょうか、はい。

本委員会の最後の結論部分になりますので、後のほうへ回したいと思います。

それじゃ、ほかの点についていかがでしょうか。

○松山委員 今のところで、この同じ5ページですけれども、①、②って真ん中あたりにありますね。①は結構です。本来の制度的趣旨に照らし、特殊勤務手当としての妥当性があるかという基準ですね。

②は「現在の奈良市の財政状況に鑑みて」と、最後に行財政改革の視点じゃないと書いてましたよね、終わりに。だから、もう行財政状況に鑑みてじゃなくて、現在奈良市の特殊勤務手当の現状について市民の理解が得られる内容になっているかというふうに思います。

○森委員長 ええ、そうですね。はい、ありがとうございます。今の点、ちょっと変えていただいていいですかね。

○松山委員 奈良市の特殊勤務手当の現状について市民の理解が得られる。

○森委員長 そのほうがすっきりしますね、確かに。ちょっと書いといていいですか。

「奈良市の特殊勤務手当の現状に鑑みて」

○松山委員 「ついて」

○森委員長 「ついて」、そうですね、「ついて」ですね、すみません。「奈良市の特殊

勤務手当の現状について」、「が」かな。「奈良市の特殊勤務手当の現状が」、「現状は」。

○松山委員 はい。

○森委員長 ですね、そうですね。さっきのちょっと要らんことを言えないという流れでいったら、こっちのほうがいいように思いますね。要らんこととか、文章をすっきりと提言書として基準をはっきりさせて、それでしていくということしたら、こちらのほうが。

○松山委員 終わりにも行革目線で手当を削るという意味じゃないと書いていますよね。

○森委員長 はい。それとの整合性を考えても、ふさわしくない文章だということですね。ありがとうございます。

○事務局 ちょっとよろしいでしょうか。

そうすると、最初の1ページ目の下のところに制度的趣旨、市民感覚、財政状況と、この3つのキーワードが入っているんですよ。そこが2つのキーワードは制度的趣旨と市民感覚というのはカバーされているんですけども、この3つから再検証する課題は残されたままであったという、この最後のところが全部抜けてしまうことになるんですけども、それで……。

○森委員長 もう一遍言ってください、すみません。

○事務局 本委員会発足の経緯のところで、まず、制度的趣旨、それと市民感覚、奈良市の財政状況等から見たというのは、もう全部消されてますか、そこから。

○松山委員 1ページの一番下でしょう、(2)です。

○森委員長 そうです、ごめんなさい。残ってますね。

○事務局 ですから、今、制度的趣旨というのは①でカバーされていますし、市民感覚というのは②でカバーされています。ただ、奈良市の財政状況から見た検討が課題が残されたままということ、この3つ目のどこにも考慮されなかったから、これが残されているというふうになってしまいやしないかと。

○楠委員 いいですか、一言。

○森委員長 はい。

○楠委員 我々は制度的趣旨というのと、市民感覚というのは、市民感覚をどこまで持っているかわかりませんが、少なくとも財政状況からどうだという議論は何もしてないんですよ、実は。だから、書いてしまうと逆におかしな話になるんじゃないかという。

それは進まなかったんだけど、今回、我々はやりませんでしたという話になってしまうので、それはそういうふうな観点があるのはいいんだけど、後のほうの財政云々というのはやっぱり消さなきゃまずいですよ。それは松山委員おっしゃるとおりで、最初を書くかどうかというのは、これはあくまでも検討がされているかどうかという話であって、我々は財政状況の関係で、この問題をどうするかという議論はしてないので、少なくとも松山先生がおっしゃったことをやらなきゃいけない、そこは書きかえないとまずいというのは事実だと思うんですね。我々が何をやったかという話なんで。ただ、最初に何書くかというのは、財政状況との関係で詰めてないのは、それは市のほうで詰めてくださいというメッセージになるんでしょうけれども。

○森委員長 背景にあったのは間違いないと思うんですね。議論としては確かにしてないんですよね。それで幾ら削れるとか、そういう議論は一切してないんですけれども、背景としてあったのは間違いないんですよね。それを何か入れる形になってるんですけども、それをここで取るかどうかということですね。

これは、だから、市のほうは当然意識するべきであるという話ですよ。市のほうは当然意識するべきであるということで書いているので、我々がそれを基準にしているというわけではない文章になっているわけですね。

○松山委員 きょう、そこは残していいんじゃないですか、そういう意味では。

○森委員長 残して問題ないと思います。

○楠委員 ただ、やってないのかという話にならないんじゃないですか。

○森委員長 そうそう、やってないのかという話、やってませんと。

○事務局 そのことを何か一言でも言及というか、委員会はこれについては議論……これは市長当局の責任において何とかかんとかというような文章を入れておいていただいたら、その3つをテーマに。

○森委員長 終わりのところにですね。

○事務局 そうですね。終わりとかどこかに何か一言触れられて書いたらどうかなと。

○森委員長 市民感覚というのも、やっぱり財政のことが当然頭にあるわけですよ。サービスのカットであったり、手数料とか、使用料の値上げであったり、国保料が高いとかね。それ、やっぱり背景にあるのは間違いないんですよね、そこから見て、ちょっとおかしいんじゃないかと。こういう手当出るのに、このサービスが削られるっておかしいんじゃないかみたいな、そういう部分もちょっと踏まえている話では確かにあるんですよ。

だから、ここにあるのは別におかしくはないと思うんですね。最後にそれを入れるかどうかというのはちょっと議論としてあるかなと思いますね。

ですから、ちょっとここについては残すということで、それを受けて、最後にどういふことを入れるかというのはまた先ほどの最後に回しましょうといった議論とあわせて検討させていただきたいと思います。

そしたら、ほかのところで。

○松山委員 また、次は8ページですけれども、ごめんなさい、よろしいですか。文章的にですね、8ページ、過重作業手当ありますね、違うわ、これは。今日いただいた分は。

○森委員長 ありますよ。ちょうど真ん中からちょっと下ぐらいのところ。

○松山委員 文書形式の今日いただいたやつ。

○森委員長 8ページにあります。真ん中からちょっと下に、このあたり。

○松山委員 ここで説明されているいろんなことは私は大体、おおむね結構だと思ってるんですけれども、ここで、この今日いただいた資料では8ページの下から6行目、ただし、奈良市職員特殊勤務手当に関する条例施行規則云々ですね。その非定型的に危険が伴うものは、特殊危険手当を設けるべきであると。これは過重作業手当の中で、こんな議論があったのかなというのがちょっと気になるので、ちょっと議論していただきたいということです。併せてそれはもう廃止のところコメントがついてて、ちょっと気になったのはこれぐらいで、つまり、余り一体改革みたいな形になると、廃止と言っておきながら、ほかのを考慮すべきと言ったら、それと同時に議論しないといけないということになって、改革が延びてしまうとかということが懸念されるんですが、いずれにしても、このこういう特殊危険手当をこの過重作業手当の中でここまで議論してやったかということについてもう一度確認したいなということです。

○森委員長 ちょっと待ってくださいね。これは事務局の記録に残ってますかね。

○事務局 はい、事務局のほうでテープを起こしながら確認はさせていただいたんですけども、あのとき環境清美工場とか来ていただいたときに、この17項目のうちどれぐらい危険なんですかというようなご議論があって、数項目程度説明者が挙げたと思います。

そういうことも踏まえて、これは過重というよりは、やはり危険性的な話だったようですねというご議論があったかと思えます。その17項目について過重手当という概念ではなじまないだろうと、やはり危険だということでの手当項目に変えたほうがいいんじゃないかというご議論があって、特殊危険手当というような名前にでも変えた中で、一定

程度この特殊性が認められる部分については、特殊勤務手当として新たに認めていくというのも一つの手法ではないのでしょうかというご議論があったかと思っております。

○森委員長 そうですね。

○松山委員 思い出しました。環境清美工場で結構詳しく説明された方の中で17項目の分があつて。

○森委員長 過重より危険だと。

○松山委員 本当に危険かという議論、それが2番の長尺物等、混入によるホッパ閉塞解除作業だとか何かいろいろと3つ、4つ、5つぐらいかな、それがありましたね。そういう意味では議論はなかったということではないんで結構なんですけど、そうすると、2つぐらい具体的な事例をちょっと挙げといていただいたほうがいいのかなと。

○森委員長 だから、あれですよ。松山委員の言われるのは非定型的危険を伴うものについて一言で書いてるので、何かもうごそと改革の議論になったときに、議論がきちつとされないんじゃないかという、そういう懸念のことを言われているわけですね。

○松山委員 はい。

○森委員長 ですから、書くとしたら、入れる場合、我々の段階で、これについては特殊危険手当として入れたらいいんだらうというようなものが確認できてるものでないとまずいわけですね。

○松山委員 いや、だから、それは工場の。

○森委員長 これに関しては言われてましたね。それで、我々のほうがそれはそうだという判断。

○松山委員 そうじゃなくして、そういう事例を書いていただいたほうが。

○森委員長 わかります、わかります。ただ、事例として書くんだけど、この文章として書くというのは我々の文章なので、我々がそうであると。

○松山委員 いや、清美工場側の説明によればでいいです。

○森委員長 わかりました。

そしたら、ちょっと待ってくださいね。ちょっと「うち」のところへ持っていってもらえますか。ちょっと考えますね。「うち」、その後ろですね。「うち」……。

○松山委員 いえ、いえ、そこは17項目のうち非定型的に危険を伴うもの、括弧、ここに入れるんです。

○森委員長 はい。

○松山委員 ここに括弧入れて、清美工場の担当者の説明によれば何々何々と——お名前まで入れることはないと思いますけれども——の担当者の説明によれば。

○森委員長 説明によれば。

○松山委員 長尺物等混入によるホッパ閉塞解除作業・コールドエンド空気余熱機器等の清掃作業等。

○森委員長 括弧入れてもいいですか、この項目のところ、ちょっと読みにくいので。「よれば」の後ろ、上の一重括弧ですね。項目ごとに括弧でくくってもらっていいですか。違う、そうじゃなくて、この項目のところ、「よれば」の後ろですね、だから。「長尺物」ここ括弧を入れてもろて、解除作業、点丸にしておいて、また後ろにまた括弧を入れてもろて、「等」の前までですね、「等」の前。

○松山委員 「等」の前。

○森委員長 ただですね、ちょっと私がこだわるのは、これ、そのまま承認してしまっていることになるんじゃないかなということなんです。

だから、これについては何か「精査の上」というふうな何かそういう言葉を一言入れておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれどもね。ですから、「環境部のものについては」

○松山委員 「精査の上」か。

○森委員長 「精査の上」、どうですかね。「は」の後ろにちょっと点入れてもろてもいいですか。ないほうがいいか、やっぱり、句読点はどうですか、文章的には。

○松山委員 点の話ですか。

○森委員長 ええ。

○松山委員 点は入れたほうがいい。

○森委員長 入れたほうがいい。

○楠委員 私はもうちょっと遠回しに言って、「ついては」というよりも「危険を伴うものがあれば」とか、「であれば」の中に説明ではこうだというふうを書いてもらえば。

○森委員長 「ものがあれば」

○楠委員 「あれば、新たな手当を検討すべきである」とか、「精査の」。

○松山委員 ああ、そうか。「危険に伴うものがあれば」と書くわけか。

○楠委員 そっちのほうが我々としては決断してない。

○森委員長 「があれば」

○楠委員 これだと何か了承したみたいになってくると思います。「あれば」で「ついては」を消して。

○森委員長 「あれば」の後ろのこの文章入っていくんですか。

○松山委員 うん、そう。

○森委員長 そうですね、「あれば、精査」、これでいいですかね。

○楠委員 「設けることを検討すべきである」とか。

○森委員長 そうですね、「設けることを検討すべきである」ですね。

○楠委員 法律家らしい、いやらしい表現になりますけれども。

○森委員長 「設けることを検討すべきである」と。

○楠委員 そうすると、どちらかというところ、廃止というものをやってから、それは考えればいいという話ですよ、一体というよりは。

○森委員長 すみません、この点要りますかね、要らない。

○楠委員 なくてもいい。

○森委員長 なくてもいいですね。

○楠委員 うん。

○森委員長 はい、これでいいですかね。はい、ありがとうございます。

そしたら次、次というか、ほか。

○楠委員 じゃ、私のほうからいいですか。

○森委員長 はい、どうぞ。

○楠委員 本当に細かい話が多くなるんですけども、表現でもいいですよ。

○森委員長 はい、もちろん。

○楠委員 細かいところをチェックしますけれども、気づいた点だけ言います。

1 ページでいうと、上から6行目が再検討を行うとありますけれども、平仮名と漢字がまざっている、そこはちょっと思いました。平仮名と漢字が両方ある。

○森委員長 他にも平仮名もありますので、それも「行う」に直してもうたら。

○楠委員 例えば一番最後の4行目、11ページの下から4行目、それはちょっと細かい話です。

それから、あとはちょっと内容についてなんですけれども、8ページの上から4行目あたりに「保健所から新設手当として要望のある……統合して見直した上で存続すべきである」と、これ、いろんな議論があって、何か統合したり、新しいものをつくるというのは

今までのものを廃止して、ほかのものをつくるというんだったら議論していいんだけど、見直して存続すべきであるという、何か存続という言葉に余り使いたくないなという気がするんですけども、見直して新たなものをつくるのか、新たな形にすると。

○森委員長 なるほど、なるほど。廃止と存続がちょっと表現。

○楠委員 廃止なんだけれども、まだ存続であるかのような。

○森委員長 矛盾するような、確かに。

○楠委員 理解としては、多分存続に近いかもしれませんが、新しくするものと廃止にするものというのは明確に分けたほうが。

○森委員長 そうですね。

○楠委員 前のものは廃止して、何か統合して考えるという感じの話ですよ。これ、前のまた何か統合して見直すというものも廃止というふうに呼ぶんだという話で、一部見直し、一部存続なんじゃなくて、廃止した上で新たに何かをつくるのであれば、それはつくればいいという話なので、見直すというのは、これ、この部分だけはどういうふうな制度かによるんでしょうけれども、ちょっとここは表現は、これでいいのであればいいんですけども、ちょっと見直したほうがいいのかなど。

○森委員長 でもね、統合するということに存続するということは含まれていますよね、意味的にはね。

○楠委員 そうなんですよね。

○森委員長 だから、統合して見直すべきであるって、存続の意味には含まれているんだという。

○楠委員 そうだと思いますけれども、存続という言葉を使っちゃうと何かを前のものをずっと残したままで、余りそういうふうな議論はしたくないなどは。

○森委員長 じゃ、このところは「統合して、見直すべきである」。

○楠委員 でいいと思いますね。

○森委員長 ですね、それでよろしいですか。

○楠委員 細かいですけども、内容は変わらないんですけどもね。

○森委員長 それですっきりしますね。それで、事務局、今のところちょっと一つ一つ直していきたいなと思います、「統合して見直すべきである」。ありがとうございます。

○楠委員 それから、同じページでいうと、真ん中辺にノルマ制の話入っていますけれども、前もノルマ制の話があって、「いわゆるノルマ制」と繋がっているんですが。だから、

後のほうで「いわゆる」という言葉を使う必要があるのなかという。一回、「いわゆるノルマ制は」と書いた以上は、2回目から「ノルマ制」と書けばいいのかなと。

○森委員長 そしたら、「いわゆる」を取ったらいいということですよ。確かに前に出てきましたね。

○楠委員 8ページに、細かいですけども、「ノルマ制を引く」なんですか、「しく」なんですかね。

○森委員長 そうですね。

○楠委員 両方言いそうな感じはしますけれども、ちょっとこれは日本語として確認していただくということなんですかね。

○森委員長 制度を「引く」か「しく」かですね。

○松山委員 「設けた上で」か。

○楠委員 何か前にほかにも出てくるんですね、引くという言葉。別に「引く」で日本語が正しければいいんですけども、やっぱり両方よく使い分けるというか、混同しがちなというふうに。引くというのは線を引くみたいなのはやっぱり引くですね、引くと言いますけれども、敷設ですから。ちょっとここを確認いただければと思います。

それから、あとは、だから9ページも「見直し、存続」という言葉出てきますけれども、ここも確認を。9ページの上から6行目ぐらいですかね。「特殊性に着眼した特殊作業手当（仮称）として」、その上が「新たな手当を設けるべきである」というふうに書いてあるんですけども、この6行目では「見直し、存続すべき」になっています。

○森委員長 ここは「見直すべきである」に、わかりますかね。

ほかに事務局ありませんかね。存続、ちょっとチェックかけてもらおうとありがたい、これでチェックかけてもらおうと、今のようにちょっと「統合の上、存続」とか、「見直しの上、存続」とかとなっていくと、統合とか見直しの中に存続の意味が入っているので、「存続」が重複しているということになるので、その「存続」については切ると。

ちょっと、じゃ、もう一遍4番のところを……ちょっと申しわけないですけども。

○松山委員 9ページの10行目。

○森委員長 9ページの10行目、この下水作業処理のところやりましたっけ。

○松山委員 9ページの10行目、「しかるべきスキルを持った専門家に委託するなどの見直しを図るべきであると考え、その意味で廃止すべきである」

○楠委員 こっちは廃止なんですよ。

○松山委員　こんでええか。

○森委員長　これはいいです、そうですね。これはもう廃止なんですね。

　次、9ページの救助手当のところですね。「水火災出動手当などと整理統合した上で存続すべきである」という表現ですけれども。

○松山委員　「水火災出動手当などと整理統合すべきである」

○森委員長　「すべきである」ですね。

○楠委員　ですね。

○森委員長　「整理統合すべきである」、はい。

○楠委員　そうであれば、8ページの道路舗装手当、上から14行目ぐらいに「精査を行った上で存続すべき……」、精査を行うべきであるですかね、これだと。「精査を行った上で存続すべきである」となっているんですね。「精査を行うべきである」ですかね。

○森委員長　「などの精査を行う」、それでもいいですね。ちょっと厳しいニュアンスにはなりませんけれども。

○楠委員　存続するというと、何か存続するのが前提で。

○森委員長　前提みたいですね。

○楠委員　何か見直すことがあれば見直すみたいな感じになっちゃうんですね。

○森委員長　そうですね。だから、限定するための精査を行うことやから、存続は含まれているので、後ろは切ったらいいう。

○楠委員　精査を行った結果、何もなかったら廃止なんですよ。

○松山委員　そうですね。

○森委員長　そうですね。

○楠委員　その含みも。

○森委員長　その含みもあるということですね。

　ほか、お気づきになったところ。

○松山委員　9ページの下から6行目に。

○森委員長　これもそうですね。ちょっとあれやな、出てくるな。そうですね。「整理統合の上、見直すべきである」ですね、これはね。「整理統合すべきである」か。

○松山委員　先ほどの救助手当と同じ。

○森委員長　同じですね。

○松山委員　「整理統合すべきである」

○森委員長 「すべきである」ですね、そうですね。「整理統合すべきである」にしてください。ほか、ないですかね。

○小西総務部長 委員長、ちょっとよろしいでしょうか。

○森委員長 はい。

○小西総務部長 今、環境の過重作業手当のところと特殊危険手当と、これ仮称なんですけれども、新たにそういう概念が入ってきたんですけれども、例えば。

○森委員長 ページでいうたら、8ページですね。

○小西総務部長 8ページのところなんですけれども、過重手当の説明のところと工場のところとか、土地改良清美事務所のところに特殊危険手当（仮称）として本当にその作業の危険性に鑑み、過重作業手当ではなく、特殊危険手当として新たな手当を設けるべきであると。こういう特殊危険手当という概念が新たにここへ出てきているんですけれども、これがちょっと収集部門についてもノルマ作業、ノルマ作業、ノルマ作業ということで事情聴取等を含んで、こういう危険な作業ということについての議論がほとんどなかったと思うんですけれども、例えば何が困るのかといいますと、土地改良清美事務所とその事務所の周辺整備に行われている不法投棄の廃棄物収集作業は当然危険が伴うので、特殊勤務手当として考慮すべきであるというなんですけれども、ふだん不法投棄された廃棄物の収集作業というのはまち美化推進課の職員たちが行っているんですよ、奈良市全般の部分については。土地改良清美事務所の最終処分場の周辺の不法投棄の収集には手当は特殊危険手当として支給されるけれども、奈良市全般の不法投棄をする廃棄物の収集には、これですと出ないということになってしまいますし、例えば今回事情聴取してもらった中に、特に収集3課のところについては危険性という議論がほとんど余りされずに、ノルマ作業、ノルマ作業、ノルマ作業を超える過重作業ということになってますけれども、その作業の中で、今言いました危険な作業ということに視点を当てると、この収集作業部隊も何点かあるんですよ。今言いましたまち美化にもそういう廃棄物の不法投棄の収集作業とかいうのもございますし、あと収集課なんかでも、例えばガスボンベが投入されたときにパッカー車が発火して、その消火作業をしなければいけないとかいうような、もう本当に特殊な危険な作業に限定した作業ということになれば、こういう特殊危険手当に該当するような概念の作業というのは何点かあると思うんで、その辺ちょっとこういう形でなると、収集部門と処理部門とのところにちょっと均衡性が欠けるのかなという気がいたしますので、こういうちょっと特殊危険手当という概念を収集部門に全く認めなくていいのか。例えば

それと同等の危険性のある収集作業においても、その特殊危険手当というような概念を導入するのであれば、環境部全体に見る必要がないのかどうかということについて、ご議論いただければなとは思いますが。

○森委員長 ちょっと待ってくださいね。ちょっとこの箇所を。

○小西総務部長 8ページの中段以降、過重手当についてはというところで。

○森委員長 わかります、わかります。前段部分はいいですね、この。

○小西総務部長 収集部門は、いわゆるノルマ制のことにしか。

○森委員長 わかりました。そこは。

○小西総務部長 それで、後ろのほうで特殊危険手当という概念が出てきてるんですけども、「過重手当にかえる特殊危険手当」。

○森委員長 さっきの「ただし」以下のところからですね、問題になりますのはね。こういった危険な作業はほかの課にもあるので。均衡が図れないのではないかと。

○小西総務部長 例えばそれと同等の危険な作業というのが収集作業のところ特定をした上で支給対象にしないと、多分その辺の均衡性が全く図られないということになるのかなと。この間の事情聴取したときに、そういう、もうほんまにノルマ作業と過重作業のところに議論が集中してしまっていて、収集作業の中における、例えばこういった不法投棄された廃棄物の収集であるとか、先ほど言いましたガスボンベ投入によるパッカー車の、要するに発火とか、本当に危険なことについてのことにほとんど議論がなされなくて、最後ちょっとこういう特殊危険手当みたいな概念をここでぽつと出てくると、そういう収集3部門の危険な手当はどうするんだという議論が当然で起こってくるのかなとは思いますが、あつても、あつときはそういう議論がなされなかったんです、収集3部門については。あくまで過重、過重、ノルマで、それで、この後ろの2部門というのは、ここはノルマ制じゃないですからね。工場と土地改良というのは1日7時間55分までの勤務で、そういうところにはノルマ制がないので作業の危険性というところにちょっと着目してという話になってしまったんですけども。

○森委員長 ちょっとどういう議論だったかというところからなんですが、議論が集中したというか、確かに何かちょっと発火するとかねという話がちらつと出てましたね。

○小西総務部長 ちらつと出たぐらいなんですよ、パッカー車で発火するとか。

○森委員長 出てましたね。出てましたけれども、評価シートで出されてきたものはそのことが書かれていなかったんですかね、評価シートのほうは。

○小西総務部長 ですから、今の収集部門にあった過重手当というのは、そんなん、例えば発火したからというて手当対象になってないんです。あの場で過重作業にしか認めてませんので、そういった危険手当的な要素というのは全くない構成になっておりました。

○森委員長 そうか、そやから出てこうへんねんね。

○小西総務部長 出てこないんです。それで、どっちかいうたら、処理部門のところにはどっちかいうたら危険性のある作業に対して手当対象になる。収集部門については、ノルマを超える作業、もともとそういう同じ過重作業手当という概念の中でも片方は、要するにノルマの超える部分、片方は危険な部分ということで、同じ環境部内の作業が分かれて、今回、その過重部門というのは一切なくしてしまった場合、危険性に着目した手当を支給するという概念であれば、収集部門にも何回かそういう部分があるので、これはちょっとある意味、環境部内で均衡性が崩れるような部分がちょっと若干あるのを懸念しているんですけれども。

○楠委員 私もよくわからないんですけれども、清美工場の場合はですね、同じ過重作業手当と言っておきながら、実質的には危険手当に近いものが出ていて、収集課なんかは、要はノルマを超えた部分、本当に過重作業なってる、過重かどうかは別にしてそういうものだという、そうすると、むしろ何で収集課とかは危険なことがもし仮にあるにしても、その部分に関しては手当ってなかったんでしょうか。

○小西総務部長 要するにノルマ作業の過重手当である程度手当支給されてますので、その作業の中で若干そういう危険性があっても、こちらの手当をもらってるからということで、特に手当対象にしてなかった。

○楠委員 そうすると、もうとりあえず、ほかの名目でもいいからお金を積んで、まあ、いいやということですよ。そうすると、清美工場の場合というのはほかの手当をつけるものはないから過重というかノルマ制を超えるってないので、だから、何かつけようというちょっと制度を考えると、それこそ歪んでしまっているという印象がすごく強く出るんですよ。

○小西総務部長 元々はおかしかったと思うんですけれども、18年度の改正の話がありまして、それ以前は収集部門にしか特殊勤務手当というのは、毎日の作業部門は別ですけれども、こういう過重手当的なものはついてなかったんですよ。それがやっぱり同じく均衡欠けるという理屈で、こういった処理部門に対して、危険な作業に対して、これが本来だと思っただけなんですけれども、そちらへ手当を支給した。今の議論で言うと、それが全く今度

は逆転してしまっている。本来はそういう作業でつけるべき手当が工場とか、特殊勤務手当、危険な作業の場合、何メートルも高いところへ上らないといけないとか、事故が起こったときの消火作業をしなければいけないとか、本来の特殊勤務手当に該当する危険な部分ということで、18年度にそういった処理部門に手当が新たに追加された。今回、それをもう一度全部見直そうということで、特殊危険手当という概念を出せば、もともと収集部門にはそういう危険な部分での手当支給という考え方が全くなくて、先ほど言いましたノルマ作業に対する手当が支給されているから、十分とまでは言いませんけれども、こういう手当に対しては何ら異論がなかった、こういう手当がないということに対して。

ところが、今回、それを全部撤廃して、危険な部分だけに着目して手当を支給しましょうということになりますと、収集部門でちょっと先ほど言いましたように、不法投棄された廃棄物の収集というのは奈良市全般部分ではこういう収集部門の部隊がやっておりますので、土地改良清美事務所の周辺の不法投棄だけ手当というのは、本来奈良市全域に行く不法投棄の収集、これ確かに川底にあるとか、高さ20メートルぐらいの廃物を引き揚げなければいけないという作業とかもありますので、そういった作業については全く出ないということで、ちょっと同じく環境部内の均衡が図れるのか。その危険というところに着目をする、収集部門でもそれなりにかなりの危険性のある作業というのが何件か列挙して挙げられると思うんですけれども、あのときの議論の中では、あくまでもノルマ、ノルマということで、そういった危険性ということに着目された議論がちょっとほとんどなされてなかったように思うんですけれども。

○楠委員 おっしゃりたいことはよくわかるんですね。

ただ、我々が報告書をもし書くとするとどうなるかという、何で、じゃ、収集課とかノルマ制引いたところというのはそういった危険作業手当みたいなものがなかったんですかと。ほかのところはあるわけですよ、過重作業手当という名目で。そうすると、その部分のなぜという部分に答えないといけないと思うんですよ。今までなかったものを新設するわけですから、ほかの清美工場の場合、今まであったものを縮減して、これ本当に危険だからという意味でのその際の議論がありましたけれども、その部分の説明をするかどうかという話と、今具体的に部長さんおっしゃった限りでの話ですよ。ですから、それについて何が危険かということについて、我々としてはヒアリングさえしてないわけですよ。そういった状況を前提に現段階、どういうふうに表示するかというので、もし書くのであれば、もし新設という話であれば、それは非常に婉曲的な言い方が何かあるので

あれば、そういったものを精査したみたいな話で、非常に緩やかな言い方になってしまうと思うんですよね。

ただ、よく報告書を読まれる方がいらっしゃれば、じゃ、何で今までそこになかったのか。今おっしゃったような話ってもう書くかどうかなんですよね。いや、収集課とかはノルマ制引いていたので、ノルマを超えた部分についてお金が出てたので、危険なものを含まれても、それも込みだと、それでみんな納得したということを書くのか、それとも書かないで、いや、危険なものに関してはやっぱりほかと整合性をとるためにというふうに言うかの問題が出てくると思うんですけれども、ので、少なくとも書くんであっても、具体的な明言はできない。一般論としてそういうふうな危険なものというものが本当にあるのであって、かつ今まで評価されてきてないものがあるのであれば、それは市は責任を持ってそういったことに対しては対処してくださいという話になると思うんですが、そうすると、じゃ、我々は何でやらなかったのかという話をされてしまうわけですよね。ですから、その辺の見きわめの問題ですよね。

ただ、もちろん、この6回、7回の委員会ですべてのことを全部見渡すことが、これも不可能なわけですから、当然時間的な見解があつての話だということを前提に書くのであれば、そういうふうな、もし仮にですよ、そういったものがあるのであれば、それは説明できる範囲で責任を負ってくださいというふうなことを一言入れるぐらい。

○小西総務部長　ここで1つ、特殊危険手当（仮称）とした新たな手当、新たな概念がちょっとここへ書かれてますので、これについて今ちょっと楠先生が言われたような内容を付記して書いていただくかというところなんですけれども。

○楠委員　ちょっと私だけしゃべって申しわけないんですけれども、この環境部の話の中に書いてしまうと、そういったことを気づきながらも、なぜという話になるわけですから、書くのであれば、一番最後に書くか。

○森委員長　そうですね。

○楠委員　ノルマ制の話がありましたけれども、ノルマ制引いてるという話と、制度の趣旨からすると、そもそも危険のほうに手当を与えるかどうかという話とノルマを超えた部分に与えるかどうかの話は別問題ですから、今までなかったものなわけですよね。ということは、合理性がないからあげなかったんだって説明されてしまうとわけですよね、制度の趣旨からすると。だから、それについてここの中で書くと、ちょっと説明が難しくなるし、今おっしゃったような話、ノルマを超えた部分についてお金がついてるんだから、そ

れで全体としてあいまいなまま納得してるということについて、やっぱりどこかで説明しないと、じゃ、何で今までなかったんですか。ノルマ制自体がちょっといろいろ難しい問題だと思うんですけども、その辺書き方は気をつけないと。おっしゃっていることはよくわかるんですよ。

○森委員長 私もおっしゃっていることはよくわかります。特に同じ作業なのに、こっちに出てる、こっちに出てないって、確かに均衡を欠くのでね。ただ、その議論はしてないし、評価シートにもそういうことを評価してくれという話はなかったわけですよ。

ただ、出てきた評価シートに基づいて、それに基づいたヒアリングの中で漏れてる議論があるというのは、これはもう仕方ないこととしてあるわけですね。ですから、さっき楠委員言われたみたいに、こここのところに何か書き込むというのは恐らく我々の検討経緯からしても、詳しく書くというのは趣旨としておかしいというふうに思います。

ただ、見落としというか、均衡を欠くようなときには、それについて考慮すべきであるみたい。

○小西総務部長 そうですね。何か一般論的にでもちょっと。

○森委員長 を何か入れるぐらいかなというふうに思うんですけどもね。どっちにしろ、必ず問題になる話なんですよね。後からそういう問題が出てくるとおかしいという議論は必ずなるので、そのことはあらかじめ入れておくというのはあるかなとは思うんですけどもね。

どうぞ。

○松山委員 今の議論わかりますけれども、この委員会は既にある特殊勤務手当が妥当なものかどうかを検討するわけで、奈良市において、いや、別にこんな特殊勤務手当は必要よと我々が検討するものでも何でもありませんよね。当該課から保健所の関係で提案されましたけれども、それは奈良市のほうから提案されたわけで、我々のほうから新たな特殊勤務手当を提案するという事はないだろうし、新たなものを置けるように、いろんなすべて奈良市の業務についてのことを検討するかというと、そういう業務じゃないですね。

そういう意味では、今も話が出たように、評価シートにはもう何もそんなこと出てないし、単なるノルマ制の話しか書いてないし、だから、これについて我々は廃止ということでもいいと思います。もうそれ以上のことは、以上も以下もないように思いますけれども、たまたま清美工場はそういう危険なことをいろいろおっしゃったので、ここを書いていた限りでちょっと検討したり。

○小西総務部長 過重手当については廃止というのはもう全く異論のない話です。

ただ、特殊危険手当みたいな概念が出てきての議論ということになると、ちょっと懸念される部分があると思うんですけれども。新たなる手当というふうな考え方を環境部の中に持ち込んでくるとちょっと話がややこしくなるというふうに。

○森委員長 だから、今ね、我々は何が危険なのかというのはちょっとこの場では言えないんだけど、少なくとも同じ作業をやっているのに、こっちについてはついてる、こっちについてはついてないというのは確かに均衡を欠くやろうなというふうに思いますね。

私もその1点だけは合意できると思ってるんですけれども、ただ、それがざらざらっとまた膨らんでいくような状況は避けないといけないというのもあるんですよ。

○小西総務部長 そこを限定しての話です。

○森委員長 という話ですよ。少なくとも限定できるのは、こっちについてこういうふうに言うんやったら、同じ作業をやっているんだから、こっちについても言えるだろうということは言えるだろうとは思ってますよね。そこについては書かなくていいという松山委員のご意見で、抽象的にそのところは文章として一応入れとく。入れる場合も、この環境部のところなのか、後ろのところなのか。私は後ろのところかなと思っているんですけれども、入れるとすればですね。ちょっとそのところ、ちょっと議論要るかなと思うんですけれども。

○松山委員 8ページのところ、ただし書きから外して、また別にところへ持っていってもいいかもわからへんね。何か一緒に書いてあるから。

○小西総務部長 そうですね。特殊危険手当のこの過重手当と同じ中で。

○松山委員 議論してしまうからね。

○小西総務部長 こういうところに入れてしまうから、何か別枠でどこかでこういう議論を書きいただいたほうがいいなと思ってます。何か過重手当の見直し案みたいになっちゃってしまいますので。

○楠委員 新しい名称ができたので均衡を欠くという話ですけれども、よくよく考えたら、同じ名前なんだけれども、違うものに与えてきたわけですよ。ノルマ制を超えた部分と特殊危険なものに与えた部分というのは。だから、もともと違うものだったと思うんですよ。なので、ノルマ制がなくなったんで、自分らのものが少なくなっちゃったからという、そこで不満が生じるというのはよくわかるんですけれどもね。もともとのものが違う話だったんだという理解になっちゃうんですよ、それは。環境清美工場の場合は、実

際危険なものに対して与えられていて、危険なものを絞り込むという話ですよ。収集のほうはノルマ、それ自体を超えたものに関しては、これは特殊でないという評価なんですよ。だから、もともと違っていたもの。

○森委員長 それは仕方ないんですね。

○楠委員 違っていたものがあるわけだから、だから、なくなったとしても、違うから同じものをやっているんだけど、昔同じものをやっているんだけど、与えてなかったわけですよ。

○森委員長 カバーされていたという言い方ですね。

○楠委員 だけど、制度的には同じものやっていたのにこんなには与えてなかったわけですね。

○森委員長 与えてなかったですね。

○楠委員 だから、金銭的な不均衡だけの話であって、制度的な不均衡でない。

○森委員長 なかったですよ。

○楠委員 もともと不均衡だったわけですよ。その部分を言われたときに。

○森委員長 そうですね。きっちりとした運用してなかったことが、だから。

○楠委員 そうですよ。そういうものを与えることが制度上できたわけですよ。

○小西総務部長 ですから、処理部門に先ほど言いました収集部門とは全然違う概念で、それを同じ過重手当という名称で与えた。

○森委員長 与えたんやね。

○小西総務部長 ところが根本的な問題としてあるんです。

○森委員長 あるんですね。やっぱり2つかなと思うんですね。もう書かないというものもあると思うんですね。それについては、当然そういうものは起こり得るので、それは今後市当局とか、労働組合だとか、議会の方で議論してお決めになればいい話だということで、我々はもうこれ以上書かないということが1つありますね。

○小西総務部長 ですから、ここの「ただし」以降、この特殊危険手当というようなところの議論があるんですけども、これは後ろのほうに、例えばこういう部分については改めて労働組合と早々に協議とか、議論とか、要するに新設手当をここでどうのとかという部分についてはですね。

○森委員長 ただ、それはほかのところでも幾つか出てくるんですよ。だから、それをやると、個別の手当との対応関係が見にくくなるので、文章としては、私はここにを入れて

おいたほうが良いと思うんですよ。もしそれを外すとなると、ほかのところ、例えば下水道の作業処理手当とか。

○松山委員 ありました、ありました、作業手当とか。

○森委員長 ケースワーク手当とかもありましたね。これらも、どけていかなあかんということになるので、そうすると、個々の手当との対応関係が見にくくなるので、文章の中に入れておいたほうが良いと思います。

○松山委員 いや、ちょっと待ってください。今までないことのも文章に残すというのはどうもどうかと。前、この過重作業手当の清美工場の分を議論したときに、ここ危険、危険という話が随分出てきたんですよ。我々もそこでちょっと引きずられた関係もあるかもしれませんが、最後に、どれとどれが危険ですかということになって、危険のところちょっと軸足がこの工場の場合はいったと思いますけれども、余りにそれ以上やると、ほかの手当にもいろんなものがあるんですよ、言い出したら。だから、この清美工場だけについて、もちろん改良事務所もありますけれども、無理にここの部分を取り上げて、わざわざ新設というような感じで具体的に取り上げることもないかなと思います。ほかのところもちょっとそれらしい出ていますけれども、そんなに私問題を感じなかったんですよ、わかりにくくなるんですよ。過重作業手当がもともとこんな名前でやっておきながら、内容のほうは違うというふうな、だから、ちょっともうはっきりと、すかつと過重作業手当はもう全部廃止といったほうが。もしどうしても、やっぱり一般論的に、こういう清美工場とかじゃなくて、一般的な何か最後のほうに触れてもいいかなとは思っています。

○森委員長 だから、松山委員のご提案は、ここはもう切ってしまうて、一般論として危険なもの、過重作業手当なり何なりされていたけれども、その中に危険なものが。

○小西総務部長 過重作業手当にこだわらず、新たに本当に危険な部門があればそれが本来の特殊勤務手当の趣旨ですので、本当に体にそういったもう命の危険性とか、そういう部分についてというような一般論的な話ということですけども。

○楠委員 一般論から言うのであれば、11ページの一番最後に、これは特殊勤務手当に関する本来の制度的趣旨や市民感覚の水準に立ち返り、それぞれ労使交渉という話があるので、その労使交渉の結果、我々で言った意見というものがどう修正されるかというのは、それは労使交渉の結果ですよということなので、そこで新設でもいいわけですよ、危険なものについて。だから、もうここでもし含まれていて、ここで本当に必要なものに関しては

市の責任で我々が言っていないことに関しても考えてくださいという趣旨を込めるのであれば、先ほどの危険手当云々というのを削除しても読み込んじゃえばいいわけですね。少なくとも、過重作業手当という名前では無理ですという話をしたので、それで危険手当でもし申請するのであれば、ここで細かいことを言うよりは、むしろ最後の部分で、この部分で特殊勤務手当の本来の制度趣旨から考えて、我々はあるものをどんどん切っていくという形をやってきましたけれども、市の責任でふやしてもいいわけですよ、それは、本当に必要なものが発見されるのであれば。そこを我々としてはメッセージを送った上で、あとは市にやってくださいということをお願いするのであれば、言ってるわけですね、既に。

○森委員長　そうです。

○楠委員　だから、いろいろまた技術的に問題が生じそうな部分に関しては、あえて誤解を招くようなことをやめて、すっきりさせたほうがいいのかもかもしれませんね、ここは。だから、松山先生おっしゃるような形で。ただ、最後のほうの部分のメッセージは明確にする

○松山委員　もう最後のところはもう一度今から検討しますよと、さっきの問題もありますから。

○森委員長　ほかのところはどうですか。ほかの仮称でこういう手当というのが出てきましたね、下水道課だとか。

○松山委員　下水道のは何ページですか。

○森委員長　８ページ。

○松山委員　８ページ。

○森委員長　上から７行目ぐらいですかね、これ下水処理作業手当なんですね。

○松山委員　当課の部分の過重作業手当ってわからへん、作業手当というところあったんか、下水道。

○森委員長　要は、だから、下のところまで切るとすれば、ほかのところをどうするのかという話があって、ほかのところは——さっきの環境部の手当と違うので——ほかのところは問題ないというふうに考えるのか、同じように新しいものをつくるとかいうのは市の責任として織り込むので、ほかのところも切るのかという、こういう判断が要りますねという話なんですね。例えばもう一括して市のほうに任せるということであれば、例えば下水処理作業手当のところについては、上から７行目ですか、精査した上で、その業務の特殊性に着眼して、着眼というか、特殊性に鑑みた見直しを図るべきであるとかね。ちよっ

とごまかしになりますけどね。

○楠委員 新しい名称をつくんないと。

○森委員長 つくんないという形でいくと。それについてはもう全部委ねると、そのことを終わりで書き込むという判断が要るか要らないかということですね。

ただ、ないほうがすっきりとはするし、何か特定なところだけ書いて、そこだけつくれみたいなニュアンスになるので、よくないかなという感じはするんですよ。だから、作業としてはそんなに複雑なものじゃなくて、この名称のところだけの話なんで、それでいいかなという気はするんですけど、わざわざここまで我々が名称を考える必要もよく考えたらいいですね。

○松山委員 結構です。最後はどう触れるかは、触れたほうがいいかもしれませんが、それも後でちょっと議論すると。

○森委員長 わかりました。

じゃ、本文のところはそういう方針でよろしいですか。

○松山委員 ほかはありますか、それは。

○森委員長 あります、あります。さっきの生活保護の。

○倉本委員 10ページですね。

○松山委員 10ページにそんな名前まだあったんか。

○小西総務部長 8行目から12行目。

○松山委員 名称を外務手当からケースワーク。

○森委員長 ちょっと待ってください。じゃ、先に下水処理作業手当のほうからいきますね。

(提言書「4 提言(下水処理作業手当)」の文章について、修正を行った。)

(提言書「4 提言(過重作業手当)」の文章について、修正を行った。)

(提言書「4 提言(外務手当)」の文章について、修正を行った。)

○森委員長 はい、よろしいですか。最後のところは後に回すとして、ほかのところでは、ほかよろしいですか。

○松山委員 表形式かどうかは議論は後で。

○森委員長 後でやります。表形式を直すのは今の文章をそのまま入れてもらうだけやから、そんな作業はありませんので、じゃ、終わりのところへ移りたいと思います。

終わりのところでは、さっきの。

○松山委員 給料表とか人員の配置の問題です。

○森委員長 そうですね。そのところを書き込むか、書き込まないか。書き込むとしたらどこまで書き込むかの話ですね。これは前のほうで切ってるので、個人的には入れたほうがいいのかというふうに思ってます、個人的には入れたほうがいいのか。何らかの形で入れたほうがいいのかと思ってます。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい。

○松山委員 4行目に「改正に向けてのテクニカルな部分については、細部にまでは言及していない」と書いてますけれども、この「テクニカルな部分」というのは何を指しているんですかね。新設の話ですか。書いてるテクニカルな部分って。

○森委員長 それは包括的にとしか言いようがないと思うんですけれども。

○楠委員 多分、条例云々の話だと文言の調整とか。

○森委員長 もありますね。

○松山委員 そういうことで、「さらに」、一応これ残すか残さないかでしょうけども、あとこの上で「さらに」以下のところで、最後に「意識せざるを得ない中での審議であった」は何か気になるんですけれども、意識された方もいらっしゃるし、意識しないようにもう割り切って議論しましょうというようにしたいようにも思いますけれども、もともと考えてると意識するかもしれませんね。給料表が本当にどうかとか、しかし、そんなことまで言い出すと切りがないので、特殊勤務手当に特化したという形での議論をということですから、なぜ意識せざるを得ない中での審議であったとわざわざこういうふうにするのかと。給料表だとか人員配置の問題だとかというのは関係する言葉では一応あると思いますが、我々が特殊勤務手当の今回の調査に当たって、そういうことを意識はしないことはないんだけど、わざわざ意識せざるを得ない中での審議であったというのは気になる場所ですね。

○楠委員 提案なんですけれども、あえて個人的な事情というか、委員間でも温度差あると思いますので、ただ1つ共通しているのは、そういったことは斟酌しないというスタンスで検討に臨んだことは事実なんです。だから、事をあえて付言しておくとかいうふうにいえば、本当だったらトータルで政策としてはいろんなことを考えないといけないんだろうけれども、だけど、本委員会のミッションは違うので、だからそういうふうには検討に臨んだということをここで言うておきますというふうにいえば、それは政策全体としては

また違う話になるかもしれませんがということは一応メッセージになるかな。ただ、少なくとも特勤という観点からすると、我々は趣旨から純粹にやったんだということを強調して、ただそのミッションを果たしたんだということですね。だから、それ以外の問題を言われても困ると。ただ、それ以外の問題は、市の責任でやりましたということのメッセージ。だから意識、私はしましたけれども、多少は。だけど、委員間に個人差があるのであれば、少なくとも「検討に臨んだ。」でもいいんじゃないか。そこも書かなくてもいいんじゃないかという意見もあるかと思えますけれども、少なくともこれは事実なんで、臨んだのは事実ですから。

○森委員長 今の楠委員の言われてることをちょっと私なりに解釈をし直すと、あえてここで給料表や人員配置の問題など、個別の特殊事情や背景については斟酌しないとするスタンスで検討に臨んだということは意識しとったということになると思うんですよね、意識した。意識というか意識にはあったと、しかしそれは考慮しないと、あえて考慮しないという形でこの委員会が行われたということなんで、それでもう含まれているんじゃないかと、その文章の中にね、その臨んだという文章の中にその問題というのは含まれていると。そこでいいんじゃないかなと思うんですけども、つまり、私も臨んだという形で後ろは切ってしまうということでも問題はないと。言いたいことはその文章の中に入り込んでいるというふうに思いますけれども。

○松山委員 結構です、「臨んだ。」で結構だと思います。一番最初のほうに議論しましたし、そういうことで、この委員会を進めていきたいと思いますというコンセンサスもあったわけですから。

○森委員長 結構ですね、事実経過としても合っているということですね。よろしいですか、そこは。そしたら、事務局、いいですか、修正。「検討に臨んだ。」、丸の後ろカットです、後ろ、その後の文章は全部削除してください。

○楠委員 「さらに」が必要ですかね。

○森委員長 「さらに」要らないですね、「さらに」も切ってください、「本委員会」の前の。ちょっとくどいです、確かに。

冒頭の議論は今のところ、これで終わりということでもよろしいですね。冒頭で後で終わりのところに回しましょうという話、これでよろしいですね。

もう一つ、先ほどのこれについては見直すべきだ、つまり、見直して存続させるべきだというものについて不均衡が出てくるんじゃないかという議論ですよ。それについては、

あえて書くか、もうそれは市当局等にもうゆだねたことだという形で報告書には記載しないかという判断が残っているんですが。

○松山委員 どの文章、これらの点についてというところですか。

○森委員長 いえいえ、というか、終わりのところに書き込むということですね。

○楠委員 先ほど大胆にカットしましたよね。あれでもう済んでるというふうには私は思っているんですけども。つまり、済んでるというのは、あそこに残すからここで何か書かないかとおっしゃったんですよね。先ほどの危険手当みたいな分を。新設する手当に関しては一切カットしたわけですよね、表現。見直す、見直すなので、そのときよりはここで議論する必要性ってあまりないかなと思っているんですよ。

○森委員長 ちょっと唐突な感じも受けましたね、確かにね。だから、あれを受けて、市としてちゃんと審議した上で何か出てきた、不均衡が出てきたときにはそれについて配慮するのは当然だろうというものも含めているということですね。

○楠委員 前にいろんな新設のものが残っていると、やはりこういう新設のものがあるんだから、ほかでも同じことをやってるんだという議論絶対出てくるんですよ。そうすると、ここで何か書かきやいけないという話にはなると思うんですが、先ほど大胆にそういうものをカットしていったので。

○森委員長 もういいという。

○楠委員 これはもう、この制度趣旨に鑑みて、市は責任を持ってみたいな話があれば、それはぜひやってくださいと、そういうもし不均衡があるのであれば、そこはぜひ見直してください、不均衡がないように制度設計してくださいと。

○森委員長 そら、もう当然ですね。

○楠委員 含むんじゃないか、制度趣旨からすればですね。

○松山委員 さっきは環境清美工場の過重作業手当にわざわざあそこまで書き込みをしたものだから。

○楠委員 だから、部長さんがちょっと。

○松山委員 おかしくなってきたんで、それ全部消しましたけれどもね。

○楠委員 だから、あえてそんなにこだわなくてもいいかなと、個人的にはそう思います。

○松山委員 私もそう思いますね。

○森委員長 書くと確かに唐突な感じは多々受けますね。受けるし、何でこんなこと言っ

てんのかみみたいなね、突然いう感じもあるので、もうそれについては、ここで本来の制度趣旨云々とか、市民感覚のところ盛り込んで、市として検討してくださいというメッセージとして終わると、このままでいくということですね。

○松山委員 次、よろしいですか。

(提言書「5 おわりに」の文章について、修正を行った。)

○森委員長 文章についてはよろしいですか。

では最後、表形式にするかどうかですね。表形式の場合は、先ほどの表形式の提言書のような形で、今直していただいたやつをこの文章の中に入れていくという、こういう作業になります。これ、ちなみに市長が文書のほうがいいと言ってるんですかね、その心は。

○事務局 今までずっと提言書としてもらっていた内容が文書であったものですから、若干の違和感を覚えられているのかなという思いはあります。

○森委員長 なるほど。これまでの提言書と形式がちよっと違うというので何か違和感があるということなんで。

○松山委員 事務局はどっちがわかりやすいですかね。

○事務局 私どもが当初つくっておりましたのは表形式のほうでつくっておりましたので。

○森委員長 違いとしては見やすい、ぱっと見たら。

○倉本委員 見やすいんだけど、表形式というのは何か事務的に。

○森委員長 味気ない感じはしますね、確かにね。文書のほうが力入ってる感じはしますよね。

○倉本委員 最初に文章で読んでしまったということもあるのかなと、それが頭に入ってるから。

○森委員長 あくまでも表記の仕方の問題ですけれどもね。

○松山委員 廃止か、見直しか、存続か、ようわかるな、表形式は。ここに今の実際の金額をちょっといれてもらって、いわゆる実際の金額があるのか、ゼロなんかといたら、そう大きな影響ないわけで、環境なんかやったら大きいわけでしょう、額が。そういう重い加減が、理念の話じゃないけど、理念は別にして現実論として、そういう意味では表形式のほうがまだ入れやすいわけでしょう。

○森委員長 今のご意見はあれですね、年間総額、支給件数をもう一遍入れると、もう一回。

○松山委員 件数は要りません。

- 森委員長 件数は要らない。
- 松山委員 金額だけがポイント、一々めくって入れないといけないんで。
- 森委員長 チェックしようと思ったら、また前の表に戻らなあかんという、そういうのもなくるといふ。
- 松山委員 そうです。
- 森委員長 ことですね。
- 松山委員 新設のところは実績額がゼロですね、保健か何か。
- 森委員長 そうなりますね。それでいくなれば表形式やないとちょっとしんどいですわね。また何か項目起こしてみたいなということになるので。
- 松山委員 4番の提言は表形式にすると、文書形式もそうなんですけれども、提言といつてぽこんと出てくるんですね。提言文を基本的な考え方みたいなのも、ちょっと前置きみたいなんが、よそに書いてあるからいいか。何か表だけ、答えだけぽんとあつて、非常に実務的というか。
- 森委員長 に見えますよね。
- 松山委員 右のとおり提言するというこゝで。でも、書いてあるからね。
- 森委員長 そうですね、初めのところを見れば。
- 松山委員 1ページにも書いてあるし。わかりやすいというのはわかりやすいな。
- 森委員長 そうですね、あつさりしてますね。わかりやすいかな、こつちのほうか。どうですかね、もう今日中に。
- 楠委員 委員長に一任というのでもいいですけども、個人的には分量の云々を考えなければ、最後、添付資料として表をつけてもいいかもしれせんけども。
- 森委員長 なるほど。
- 倉本委員 私もそう思います。
- 森委員長 折衷案ですね。
- 倉本委員 添付資料。
- 森委員長 なるほど。
- 楠委員 ダウンロードするとき紙が多くなるという話ですよ、余り環境にはよくない。
- 倉本委員 提言書の中にその金額とかの表が入っているよりかは、添付資料のほうで提言書の話やでというほうがなんとなく。
- 松山委員 それはわかります、おっしゃつてる意味。だから、この提言のところは従来

の文書形式のものをもうちょっと行間をあけたりして、もうちょっとわかりやすくはしてほしいんだけど、文書形式で結構ですので。しかし、話に出たように、この添付資料としてこの分をここに説明を加えないんですね、もう。判定委員の。説明は要らないんです。ただ、もうちょっと空白ぐらいは変えとく。

○森委員長 なるほど。

○事務局 そしたら、存続、廃止、見直しというその項目だけの分を表にしてつけると。

○森委員長 そうですね、あと、だから金額も、せっかくだから件数も。

○松山委員 せっかくやから件数も、書けますからね。中に文章にできるように書いてますから、それでいいとおっしゃるんなら、そのほうがいいかもしれません。表のほうが本当はわかりやすいとは思ったりもしますが、あとはもう、いずれか、どちらでも私は結構です。

○森委員長 あれですね、表を見てもうたら結論はわかると。その具体的な説明が提言の中に、本文を読んでくださいという形にするというのは今出ている案ですね。

○松山委員 結構です。本文やったら、これ何かざらざらといっぱい書いてあるので、ちょっと。

○森委員長 ちょっと見にくいですよ。

○松山委員 改行をもうちょっとするとか、何かもうちょっと工夫は欲しい、字がだっと並んでますから。そこ、それだけです。

○森委員長 じゃ、ちょっと私判断委ねられている感じがしますので、では、折衷案として文書形式はこのまま使うと。ただし、見やすさの工夫はちょっと事務局のほうでもう一度やっていただくとして、文書は今日修正していただいたとおりでいくと。

これ何ていうんですかね、後ろで表になるんですかね、何ていうんですか、結果表じゃない。

○松山委員 判定。

○楠委員 判定表ですね。

○森委員長 判定表。

○楠委員 仕分けみたいですけども。

○森委員長 判定表ですね。判定表を後ろにつけて、この表の判定意見を削除して、その判定意見のかわりに23年度の支給件数と支給年間総額ですね。これについて入れると。ちょっと何か細くなっちゃうので、

○楠委員 センターに持ってくる。

○森委員長 部局のところが寄り過ぎてる感じとかがあるので、そこはうまく見えやすいようにちょっとセンタリングして真ん中に……何で僕がそこまで言わなあかんと思うけど、そこは事務局のほうでお願いしたいと思います。それでよろしいですか。一番見やすいパターンになったかなという気がします。はい、ありがとうございます。

以上かなと思いますが、結果、どうですか。よろしいですか。今日修正した分を次回までにまた、念のために各委員の皆さんへ送っていただいて、何かあれば当日、当日で間に合いますね、万が一。そのためにちょっと早目に来ていただくことになりますので、当日も最終的に、もうここはどうしてもちょっとというところだけを修正作業して仕上げるということでよろしいですか。

○松山委員 次回は。

○森委員長 次回はですね、そしたら、次回の話、7月2日月曜日ですね。10時半にお集まりいただくということでお願いしております。市長いらっしゃるのは11時ですか。

○事務局 多分11時は回るんですけども、

○森委員長 はい、構いません、構いません。

○事務局 ちょっとお待ちいただくのかなと思いますが。

○森委員長 そしたら、10時半でよろしいですかね。大きい修正のときは、事前に私と事務局のほうへちょっと言っておいただくという形をお願いできればと思います。それまでに事務局のほうできょうのところを修正していただいて、ほぼ最終案だということで、これで念のために確認してくださいということで送ってください。

ほかに事務局のほうから何かありますか。よろしいですか。

○事務局 また週末のほうまでには送らせていただいて、段取りをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○森委員長 ご苦労さまですが、よろしくお願ひします。思いはくみとりましたので、議事録には載ると思います。

それでは、本日の検討委員会、これをもちまして終わらせていただきたいと思います。どうもお疲れさまです。ありがとうございました。